# 医療廃棄物の適正処理に向けた 取組について

## 公益財団法人東京都環境公社

環境事業部 神田情報センター長 石井 光洋

#### ◇企業プロフィール

当公社は、東京都の環境行政を支援する公益法人として、廃棄物の適正処理と資源循環の推進、スマートエネルギー都市の実現、自然環境保全の分野を中心に様々な事業を行っています。これらの活動を通じて、環境先進都市東京、持続可能な都市環境の実現の一翼を担ってまいります。

## 1. 公社の資源循環に向けた取組

当公社は、都内事業者から排出される廃棄物の収集運搬を行うために設立し、以後、中央防波堤埋立処分場管理や都内30河川の清掃など都の環境施策に応じて、事業展開を図ってきました。

近年では、廃棄物処理を担う民間事業者やリサイクル産業など環境ビジネスの成長とともに、その役割も変わりつつあり、排出事業者や処理業者を対象とした講習会やセミナーの開催など、支援・育成型の事業も手掛けており、持続可能な資源循環社会の形成に向けた取組を推進しています。

## 2. 事業の経緯

医療廃棄物適正処理推進事業は、公社の資源循環分野の 事業の中で、廃棄物情報処理事業の一つとして、平成15年 5月から開始をしております。

同事業は、もともとは、平成9年の産廃処理会社によるフィリピンへの不法輸出事件や平成11年の青森・岩手県境不法投棄事件など、一部事業者による医療廃棄物の不適正処理が相次いだことから、医療機関の皆さまが安心して廃棄物の適正処理を図り、排出事業者責任を果たしていくために、東京都医師会及び社団法人東京産業廃棄物協会(現在の一般社団法人東京都産業廃棄物協会)と協力して開始したのが始まりです。公社はその中で、追跡管理システムの開発や運用管理により、廃棄物の収集運搬から処分までの処理状況をチェックすることで、適正処理の取組を推進してまいりました。

平成19年には、大規模なシステム改修により、医療廃棄物を追跡するツールとしてICタグを導入するとともに、電子マニフェストとの接続を図りました。

この「ICタグ医療廃棄物追跡管理システム」は、1個たりとも不適正処理は許さないをコンセプトに、医療廃棄物が入った容器にICタグを貼付し、マニフェスト情報と紐づけ、1個1個追跡管理をするものです。また、排出事業者である医療機関がリアルタイムに処理状況を確認できるなど適正処理の信頼性が増し、参加医療機関は確実に増加してきました。

#### ◇企業概要

法 人 名:公益財団法人東京都環境公社

設 立:昭和37年5月14日

本社所在地:東京都墨田区江東橋四丁目26番

5号

職 員 数:370名(平成29年4月現在)

基本財産:3億5千6百万円

一方、処理業者の現場における作業負担やICタグ代など同システム管理にかかるコスト負担が課題となってきました。

また、排出事業者である医療機関の側からも「排出事業者 責任」をより確実に全うするためには、追跡システムに依存 するだけでなく、根本的に信頼できる処理業者に委託する ことが重要であり、そうした優良な処理業者を選択できる 仕組みが必要であると認識が高まってきました。(※東京都 優良性基準適合認定制度の活用)

さらに、この間、数次にわたる廃棄物処理法の改正による排出事業者責任の強化や不法投棄量の減少など医療廃棄物をめぐる環境も導入当時と比べ変わってまいりました。

こうした状況の変化から、東京都医師会と公社では、平成25年4月から新たなスキームのもと、ICタグの個別追跡管理から電子マニフェスト情報を主とした追跡システムに変更し、現在に至っています。

### 3. 電子マニフェストと東京都の 優良性基準適合認定制度による 医療廃棄物追跡管理システム

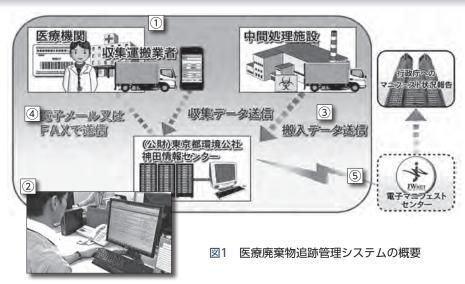
新たなスキームは、ICタグの個別追跡管理による適正処理の信頼性を、処理業者が優良性基準適合認定業者であることを必須として担保を図ることが大きな特徴で、「東京都医師会方式」と呼ばれています。

また、この東京都医師会方式による新たなシステムは、紙マニフェストは原則使用せず、電子マニフェストによる情報管理に特化しています。これは、電子マニフェストを利用することで、記載事項の改ざんを防止することに加えて、法に定める帳簿記帳、マニフェストの5年保管、都知事への交付状況の報告義務を果たし、排出事業者である医療機関の事務負担の大幅な軽減を図るものです。

#### 【医療廃棄物追跡管理システムを使った情報管理】

以下が、新たな追跡管理システムを使った情報管理の流れになります。(図1)

- ① 収集運搬業者は、本システム専用のスマートフォンを使用し、排出現場である医療機関で収集情報を集約し、公社情報センターに送信します。
- ② 公社の情報センター経由で自動的にJWNETへ電子マニフェスト情報が送信されるとともに、公社では、送



信されたデータを追跡・監視します。

- ③ 収集運搬業者は、中間処理施設で処理場職員の立会 いのもと個数を確認し、搬入データを公社情報センター に送信します。
- ④ 排出事業者である医療機関の皆さまには、メールも

しくはFAXで自動的に処理状況を通知するほか、専用のWEB画面でリアルタイムに確認ができます。

⑤ 収集、搬入、処分が完了したマニフェスト情報は、 自動的に公社からJWNETを通じて行政庁(都知事)に 報告されます。

#### 【医療廃棄物追跡管理システムの利用形態】

システムの利用形態は、排出量や医療機関の規模に応じて三つのパターンを用意しています。

- ① 電子マニフェストと優良な産業廃棄物処理業者の組合せを基本とする方式
- ●排出個数が少ないが、適正処理と事務の効率化を図りたい医療機関向けで、主に診療所、クリニック等へ導入されています。



- ② ①を原則として、オプションとしてバーコードによる個別追跡管理を組み合わせる方式
  - *,* ●医療廃棄物を1個1個、個別に追跡し、より確実な適正処理を確保したい医療機関向けで、主に民間病院等へ導入されています。



- ③ ②の個別追跡に加えて電子秤による1個あたりの重量管理を組み合わせる方式
  - ●個別追跡管理に重量管理も含めて、より確実な適正処理を確保したい医療機関向けで、主に都立病院等へ導入されています。



## 4. これまでの成果と今後の展開

平成29年10月現在、公社システムを利用している医療機関や処理業者は、以下のとおりです。

- ① 医療機関 診療所・クリニック 1,104件/病院 52件
- ② 収集運搬業者 24件
- ③ 中間処理業者 16件

平成15年5月の事業開始以来、公社システムを利用している医療機関や処理業者は着実に増加してきました。

しかしながら、JWNETの平成29年10月現在の電子マニフェストの普及状況が51%であり、まだまだ、医療機関の

皆さまに、「東京都医師会方式」のメリットを理解していただき、システム利用を促していく必要があると考えます。

また、収集運搬業者を取り巻く環境は、燃料費高騰、人 材確保、労働時間の厳格化など益々厳しい環境にあり、収 集運搬業者から追跡管理システムを利用する機運が停滞し つつあります。

このため、東京都医師会との連携を図り、医療機関に参加拡大への説明会を頻繁に行うとともに、収集運搬業者には、きめ細かな利用料金の設定を行うなどの方策を講じ、出来るだけ多くの医療機関や処理業者が、適正処理に向けシステムを利用していただけるよう、引き続き取組を推進して参ります。